

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同企画社会推進課)

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

一

○道路の区域変更

(道路課)

一

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出

(建築安全推進室)

二

病 院 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

二

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

二

告 示

○宮城県告示第二十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 糖質制限食と断食の会

代表者の氏名 坂本 眞一郎

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区高森四丁目二番地の四五四

三 定款に記載された目的 この法人は、糖尿病及び糖尿病予備軍で悩まれている多くの人たちが

一般県民に対して、糖質制限食と断食の知識普及と啓発活動を行い、
糖尿病の改善と制度の充実を図る政策の実施を求める活動を行い、

もって我が国における糖尿病に対する医療の推進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十二年十二月二十日

○宮城県告示第二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市青葉区大倉字横川一の一から一の一の三まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二、四の一、四の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 仙台塩釜線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
四一・五、 四八・四	四八・四、 四八・四	四一・五、 四八・四	四八・四、 四八・四	五三・八	五三・八	五三・八	五三・八

○宮城県告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十三年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 届出者の名称
日本 E R I 株式会社
- 二 変更後の届出者の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
広島支店判定部 広島県広島市中区八丁堀十四番四号
- 三 変更しようとする年月日
平成二十三年一月十七日

病院局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年一月十一日

病院事業管理者 木 村 時 久

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 デジタルガンマカメラシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 病院局県立病院課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年十二月十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社 シバタインテック 仙台市若林区卸町二丁目十一番三号

- 五 落札金額 五千六百八十四万七千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年十月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年一月十一日

病院事業管理者 木 村 時 久

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 がん細胞分取装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 病院局県立病院課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年十二月十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社 セイミ 仙台市青葉区柏木二丁目三番二十八号
- 五 落札金額 六千四百八十九万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年十一月二日

選挙管理委員会

○宮選管告示第四百十五号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

- 北仙台コミュニティ・センターの項の次に次のように加える。
- 同 市青葉区小松島四丁目七番二二号
- 小松島南光会集会所
- 同 市青葉区台原一丁目三四〇番地の五
- 台原白水集会所
- 同 市青葉区鷺ヶ森一丁目一〇六番地の
- 鷺ヶ森町内会集会所
- 一八六
- 同 市青葉区花京院二丁目一番一六号
- 花京院千葉会館
- 同 市若林区土樋一丁目一番九号
- 仙台市荒井市営住宅集会所の項の次に次のように加える。
- 愛宕集会所

東四郎丸コミュニティ・センターの項の次に次のように加える。

- 飯田福祉会館 同 市太白区東郡山二丁目二番一号
- 太白町内会集会所 同 市太白区太白二丁目一四番一号
- パル長町 同 市太白区長町二丁目三番三五号
- 長町地区集会所 同 市太白区長町四丁目三番三三三号
- 袋原西会館 同 市太白区東中田三丁目一番一六号
- 茂庭台一丁目集会所 同 市太白区茂庭台二丁目一番二五号
- 茂庭台二丁目集会所 同 市太白区茂庭台二丁目六番七号
- 茂庭台三丁目北集会所 同 市太白区茂庭台三丁目三〇番六号
- 茂庭台三丁目南集会所 同 市太白区茂庭台三丁目三二番一〇号
- 茂庭台五丁目北集会所 同 市太白区茂庭台五丁目一〇番一号
- 茂庭台五丁目南集会所 同 市太白区茂庭台五丁目一三番六号
- 八木山南町内会集会所 同 市太白区八木山南三丁目四番地の一
- 柳生南集会所 同 市太白区柳生四丁目七番地の一
- 柳生西集会所 同 市太白区柳生六丁目一番地の七
- 柳生北集会所 同 市太白区柳生七丁目一番地の一
- 秋保温泉湯元町内会集会所 同 市太白区秋保町湯元字釜土一五番地